

事業に係る 施設運営上の留意事項について

県北広域振興局保健福祉環境部
二戸保健福祉環境センター福祉課

- 1 令和 8 年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

- 1 令和 8 年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

2

1 令和 8 年度における主な改正事項について

(1) 令和 8 年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充【令和 8 年 6 月施行】

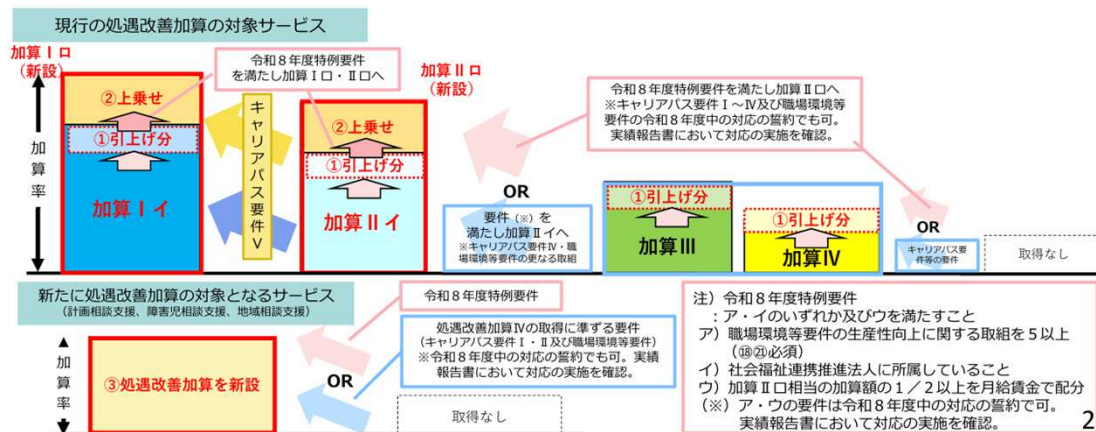
① 概要

- ・ 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障がい福祉従事者に拡大（加算率引き上げ）
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む従業者に対する上乘せの加算区分が設けられた。
- ・ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障がい児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算が新設。
- ・ ベースアップ等による更なる地投げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置が講じられた。

3

1 令和8年度における主な改正事項について

(1) 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充【令和8年6月施行】



「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」より引用

4

1 令和8年度における主な改正事項について

(1) 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充【令和8年6月施行】

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ) ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○(※1)	○(※1)	◎(※2・3)	◎(※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○(※3)	○(※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組(※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和8年度中の対応の誓約でも可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の福祉・介護職員分の加算率を上乗せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約でも可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + b.全体から8以上(※)
(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上・※必須) + d.全体から14以上(※)
(※3) d又はeキャリアパス要件Ⅳ(※)のいずれかを満たしていれば可
(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(※必須) (※)
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月額賃金で配分(※)
(※) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を減額させることとする。

「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」より引用

5

1 令和8年度における主な改正事項について

- (2) 就労移行支援体制加算の見直し【令和8年4月施行】
(対象サービス：生活介護、自立訓練、就労継続支援A型・B型)

① 概要

- ・ 対象サービスにおいては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している。
(就労移行支援体制加算)
- ・ 本加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度手指と異なる形で算定する事業者の報道があった。
- ・ 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど適正化を行う。

6

1 令和8年度における主な改正事項について

- (2) 就労移行支援体制加算の見直し【令和8年4月施行】
(対象サービス：生活介護、自立訓練、就労継続支援A型・B型)

② 算定要件等

- ・ 一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- ・ 同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメント等やむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き算定不可であることの明確化。

7

1 令和8年度における主な改正事項について

(3) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し【令和8年6月施行】

① 概要

平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

② 算定要件等

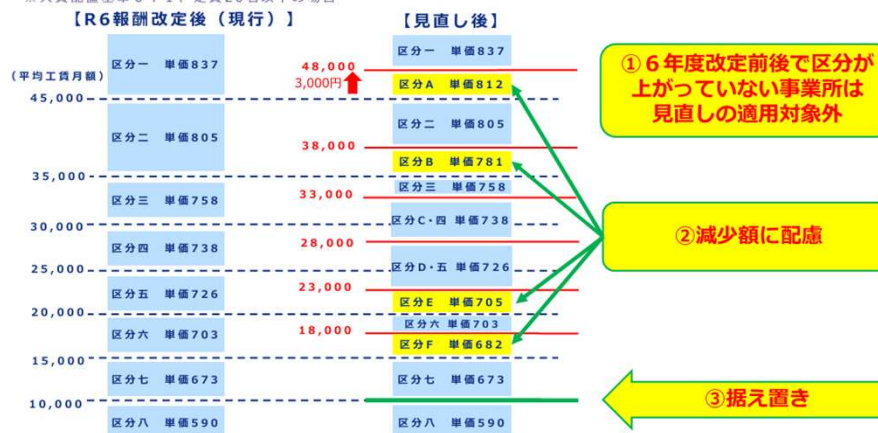
- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
- 併せて下記のア～ウの配慮措置を講じる。
 - ア 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適応対象外とする。
 - イ 今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ウ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間については引き上げず、据え置く。

8

1 令和8年度における主な改正事項について

(3) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し【令和8年6月施行】

※人員配置基準6：1、定員20名以下の場合



「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」より引用

9

1 令和8年度における主な改正事項について

(3) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し【令和8年6月施行】

③ 参考：平均工賃月額の見直し

平均工賃月額の算定方法の見直し

- 1 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- 2 前年度に支払った工賃総額を算出
- 3 工賃総額(2)÷工賃支払い対象者の総数(1)による1人当たりの平均工賃月額を算出



【新算定式】（令和6年度報酬改定）

年間工賃支払総額÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）÷12月

【例】

年間工賃支払総額：12,000,000円、年間延べ利用者数：4,800人、年間開所日数：240日
 $12,000,000円 \div (4,800人 \div 240日) \div 12月$
 $= 120,000,000円 \div 20人 \div 12月$
 $= 500,000円$

10

- 1 令和8年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

11

2 各種申請・届出の留意事項等について

(1) 届出様式の改正【令和8年4月施行】

① 改正の概要【者】

- ・ 様式第1号（指定申請書・変更申請書・更新申請書）及び様式第2号（変更届書）を国指定様式へ改めたこと。
- ・ 参考様式の一部を国が示した様式へ改めたこと。
- ・ 指定申請関係書類一覧表に就労選択支援を追加したこと。
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表及び加算届出様式を、国指定様式へ改めたこと。

12

2 各種申請・届出の留意事項等について

(1) 届出様式の改正【令和8年4月施行】

② 改正の概要【児】

- ・ 令和6年度報酬改定の内容を反映。
- ・ 児童福祉法（障害児通所・入所支援）事業所・施設指定申請・変更届等のマニュアルの改訂

いずれのサービスも県ホームページに掲載されている
最新の様式で届出を作成いただきますようお願いします。

13

2 各種申請・届出の留意事項等について

(2) 変更届

指定を受けている内容に変更が生じた場合には、変更届出書と関係書類の提出が必要です。

① 必要書類

- ・ 変更届出書（者：様式第2号、児：第14条の6関係）
- ・ 変更内容が分かる添付書類（勤務形態一覧表、理事会議事録、決裁文書 等）

② 届出時期

変更が生じた場合には、変更から10日以内に届出する必要があります。
添付書類等の都合により、10日を超過する場合は一度ご相談ください。

14

2 各種申請・届出の留意事項等について

(2) 変更届

② 届出時期

ただし、指定基準の適合性について判断を要する下記の変更事項については、1ヶ月までに届出をお願いします。

変更内容	当センターへの 事前相談
事業所（施設）の所在地（設置の場所）	必要
事業所（施設）の平面図及び設備の概要（増築等で面積の増減がある場合）	必要
運営規程（共同生活住居・居室の追加、従たる事業所の設置）	必要
運営規程（共同生活住居・居室の廃止、従たる事業所の廃止）	不要※

※ 当センターへの事前相談は不要ですが、市町村等との事前相談をした上で届出いただきますようお願いいたします。

15

2 各種申請・届出の留意事項等について

(3) 指定変更申請

障害者支援施設、特定障害福祉サービス（生活介護・就労継続支援B型）において利用定員を増とする変更を行う場合には、変更届の提出ではなく、**指定変更申請**を行う必要があります。（サービスの内容や入所定員を増とする場合も同様）

提出書類や届出時期については以下のとおりです。

① 必要書類の一例

- ・ 申請書（様式第1号）※新様式
- ・ 平面図
- ・ 設備備品等一覧表
- ・ 利用定員又は入所定員を示した資料（運営規程等）
- ・ 介護給付費等算定に係る体制届出書（加算に変更が生じる場合のみ）

② 届出時期

2ヶ月前までに事前協議を行い、変更の1ヶ月前までに必要書類を提出。

16

2 各種申請・届出の留意事項等について

(4) 介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書

① 届出時期と適用開始日

新たに加算を算定する場合又は算定する単位数が増える場合

- ・ 届出が月の15日以前になされた場合 ➡ 翌月1日から適用
- ・ 届出が月の16日以後になされた場合 ➡ 翌々月1日から適用

加算が算定されなくなる場合、算定される単位数が減る場合

- ・ 速やかな届出が必要 ➡ 事実が発生した日から適用

前年度の実績を基に加算の可否を判断する必要がある場合

（人員配置体制加算、平均工賃月額（就労継続支援B型）等）

- ・ 翌年度の4月中の届出 ➡ 4月1日から適用
- ただし、利用者等に十分な説明・周知をすること。

17

2 各種申請・届出の留意事項等について

(5) 廃止・休止・再開に係る届出

① 届出時期

- ・ 廃止又は休止の場合
1ヶ月前までに届出が必要
(例) 4月1日から休止 ➡ 前年度3月1日までに届出が必要
- ・ 再開の場合
再開した日から10日以内の届出が必要
➡なお、新規指定に準じて取り扱うになるので、事前の協議が必要です。

② 必要書類

- ・ 廃止・休止・再開届出書（者：様式第3号、児：第14条の6関係）
- ・ （廃止・休止の場合）既にサービスを受けていた者に対する措置

18

2 各種申請・届出の留意事項等について

(6) 指定更新申請

指定障害福祉サービス事業所等は6年毎の更新が必要となります。

① 届出時期

- ・ 指定有効期間の満了の1ヶ月前

② 必要書類

- ・ 申請書（者：様式第1号、児：第14条の5関係）
- ・ 各種付表
- ・ 各種添付書類（添付書類については、県ホームページをご確認ください。）

**指定有効期限がいつまでか確認した上で、
提出に遅れが生じないようにご注意ください。**

19

2 各種申請・届出の留意事項等について

(6) 指定更新申請

③ 実務経験証明書の記載方法

- ・ 実務経験証明書については、押印の省略を現時点でしておりませんので原本の提出をお願いいたします。
- ・ 事業所（施設）名、業務期間及び業務内容はそれぞれ分けて記載をお願いします。
- ・ 修正が生じた場合には、必ず証明権者の訂正印を押印してください。

20

2 各種申請・届出の留意事項等について

(6) 指定更新申請

③ 実務経験証明書の記載方法

記載例（あくまでも記載例なので作成に当たっては、内容が分かるように記載してください。）

氏 名	(生年月日 年 月 日)	氏 名	(生年月日 年 月 日)
現 住 所		現 住 所	
施設又は事業所名	① ○○事業所 施設・事業所の種別（生活介護）	施設又は事業所名	① ○○事業所 施設・事業所の種別（生活介護）
施設又は事業所名	② ○○作業所 施設・事業所の種別（就労継続支援B型）	業 務 期 間	① 平成○年4月1日～平成×年9月31日（△年6月間）
業 務 期 間	① 平成○年4月1日～平成×年9月31日（△年6月間） ② 平成×年10月1日～令和○年3月31日（△年6月間）	業 務 内 容	職名（生活支援員） 業務内容：
業 務 内 容	① 職名（生活支援員） 業務内容： ② 職名（職業指導員） 業務内容：	施設又は事業所名	② ○○作業所 施設・事業所の種別（就労継続支援B型）
		業 務 期 間	② 平成×年10月1日～令和○年3月31日（△年6月間）
		業 務 内 容	職名（職業指導員） 業務内容：

21

2 各種申請・届出の留意事項等について

(6) 指定更新申請

④ 差替え等の際の注意事項

- ・ 差替え等が必要な場合には、当センターからメール等で連絡をさせていただきます。
- ・ 押印や原本であることが必要でないものについては、データでの送付で差支えございません。
- ・ 差替え書類等を全てそろえてからの提出になると審査が止まり、指定更新期日に間に合わない可能性がありますので、準備ができた書類から提出をお願いいたします。

22

2 各種申請・届出の留意事項等について

(7) 業務管理体制

平成24年4月から、指定障害サービス事業所は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行う必要があります。

① 届出内容

- ・ 事業者等の名称又は氏名
- ・ 事業者等の主たる事業所の所在地
- ・ 事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ・ 「法令順守責任者」の氏名、生年月日

事業所等の数が一定数以上になると上記届出内容に加えて下記の届出が必要になります。

- ・ 事業所等の数が20以上の事業者等 ➡ 「法令順守の規定」の概要
- ・ 事業所等の数が100以上の事業者等 ➡ 「業務執行状況の監査の方法」の概要

23

2 各種申請・届出の留意事項等について

(7) 業務管理体制

② 届出先

- ・ 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等 ➡ 厚生労働省
- ・ 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業所のみ行う事業所であって、全ての事業所等が同一の市町村内に所在する事業者等 ➡ 各市町村
- ・ 上記以外の事業者等 ➡ 当該管轄の振興局等（二戸保健福祉環境センター）
※ 事業展開地域を変更し届出先が変更となった場合は、変更前の行政機関と変更後の行政機関どちらにも届出が必要です。

③ 届出方法

- ・ 業務管理体制の整備に関して
障害者総合支援法に基づく事業 ➡ 様式1号
児童福祉法に基づく事業 ➡ 様式2号
- ・ 届出事項の変更
障害者総合支援法に基づく事業 ➡ 様式3号
児童福祉法に基づく事業 ➡ 様式4号

24

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) 注意いただきたい加算

① 福祉専門職員配置等加算

対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型
就労継続支援B型、共同生活援助、自立生活援助、児童発達支援、
放課後等デイサービス

- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。
- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。
- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
次のいずれかに該当する場合であること。
ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

25

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) 注意いただきたい加算

② 食事提供体制加算

対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、
就労継続支援B型、就労選択支援、短期入所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げるものであって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った当該指定生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

※ 生活介護における報酬告示の内容

26

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) 注意いただきたい加算

② 食事提供体制加算

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。
【BMI＝体重（kg）÷身長（m）²】

27

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) 注意いただきたい加算

② 食事提供体制加算

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス従業者等の人員、設備及び運営に関する基準

第86条 指定生活介護事業者は、あらかじめ利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護従業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

28

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) 注意いただきたい加算

③ 在宅時生活支援サービス加算

対象サービス：就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援

指定就労継続支援A型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ 就労継続支援A型における報酬告示の内容

29

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) 注意いただきたい加算

③ 在宅時生活支援サービス加算

一部当該要件や考え方に照らして不適切と思われる事業運営が散見されたため、令和8年4月13日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課通知により以下のとおり示された。

- 1 留意事項通知で「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」が対象となっているため、事前の本人の同意やアセスメントを徹底すること。
希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要であるので、留意すること。
- 2 留意事項通知に基づき、運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底すること。また、留意事項通知で訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい」とされていることから、それを推進すること。

30

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) 注意いただきたい加算

③ 在宅時生活支援サービス加算

- 3 留意事項通知に「事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間に1回は行うこと」とされていることを踏まえ、事業所における適切な評価等の徹底を図ること。
- 4 Q&Aにおいて「直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる」「オンラインによる支援が認められるのは、（中略）オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる」とされていることを踏まえ、原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進すること。
- 5 Q&Aにおいて「緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」などと記載されていることから、緊急時の対応について遵守すること。

31

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取り扱い【令和8年6月適用】

令和8年6月から導入された制度で、突発的で予測困難な事情により一時的に人員基準を満たせなくなった場合に、人員欠如減算の適用を猶予するものです。

① 概要

(六) 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であって、次のアからエまでの全てに該当するときは、**(一)の規定にかかわらず、1年に1回に限り**、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、介護給付費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式に記載し、**人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに都道府県知事に報告すること**。なお、別紙様式には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

ア 職業安定法第8条に定める公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。
なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

32

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取り扱い【令和8年6月適用】

① 概要

イ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合には、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

ウ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

エ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

33

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取り扱い【令和8年6月適用】

② 対象サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

③ 届出様式

岩手県公式ホームページに掲載されている様式をダウンロードの上作成ください。

トップページ > くらし・環境 > 福祉 > 障がい福祉 > 事業者情報 > 5 サービス事業者等指定基準／指定申請等・介護給付費届出様式 > やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書添付書類について

届出いただく際には、一度当センターまでご相談ください。

34

2 各種申請・届出の留意事項等について

(8) やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取り扱い【令和8年6月適用】

④ 「やむを得ない事情」とは

国のQ&Aでは以下の場合には該当するとされています。

- ・ 職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合
- ・ 職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

35

- 1 令和8年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

36

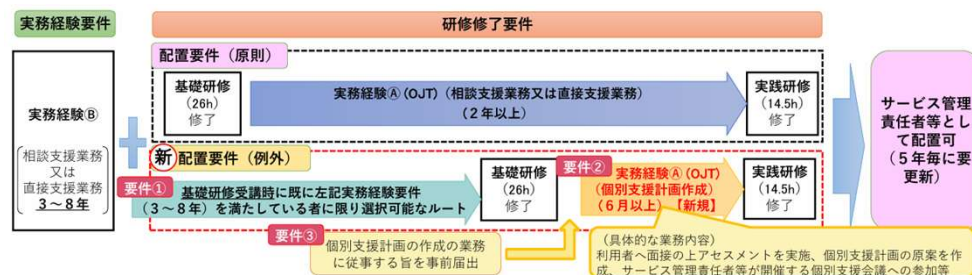
3 サービス管理責任者等研修制度について

(1) サービス管理責任者当研修制度の変更点【令和5年6月30日改正】

※ここでは、「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者を指しています。

① 概要

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実戦経験（OJT）については、基礎研修終了後に「2年以上」の期間として、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講することを可能とする。



「サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント」抜粋

37

3 サービス管理責任者等研修制度について

(1) サービス管理責任者当研修制度の変更点【令和5年6月30日改正】

② 要件

- ・ 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務要件を満たしている者。
- ・ 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画（原案）作成業務に6月以上従事する者（下記ア～ウのいずれかに該当する者）
 - ア サービス管理責任者等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事する場合
 - イ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合
 - ウ 令和4年3月末までに、実務経験者が基礎研修を修了しており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして、個別支援計画の一連の業務に従事する場合
- ・ 上記に従事することについて、指定権者へ届出を行っている者

※ 個別支援計画（原案）作成業務の頻度は少なくとも概ね10回いじょうの実施を基本とする。

38

3 サービス管理責任者等研修制度について

(1) サービス管理責任者当研修制度の変更点【令和5年6月30日改正】

③ 実務経験要件

サービス管理責任者の実務経験

- ・ 相談支援業務 5年以上
- ・ 直接支援業務 8年以上
- ・ 有資格者等 3年以上または5年以上

児童発達支援管理責任者の実務経験

- ・ 相談支援業務 5年以上かつ障害者又は児童に対する支援3年以上
- ・ 直接支援業務 8年以上かつ障害者又は児童に対する支援3年以上
- ・ 有資格者等 5年以上かつ障害者又は児童に対する支援3年以上

サービス管理責任者等実践研修は、サービス管理責任者等として従事するための実務経験を満たしていることを証明するものではありません。
必ず各事業所において実務経験要件を満たしていることを確認してください。

39

- 1 令和8年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

40

4 障害者虐待防止について

(1) 障害者虐待防止法の概要

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（H24年10月1日施行）

① 目的

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

② 概要

- ・ 障がい者に対する虐待の禁止
- ・ 虐待の予防及び装置発見に関する国の責務
- ・ 障がい者の保護及び自立に向けた支援
- ・ 養護者の負担の軽減を図る支援

41

4 障害者虐待防止について

(2) 定義

① 養護者による虐待

「養護者」とは、障がい者の身の世話や身体介助、金銭の管理を行っている家族、親族、同居人等。（同居の有無は問わない）

② 使用者による虐待

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者。

③ 障害者福祉施設従業者等による虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業者等」に係る業務に従事する者。

42

4 障害者虐待防止について

(2) 定義

③ 障がい者福祉施設従業者等による虐待

該当する障害福祉施設及び障害福祉サービス事業等は以下のとおり

○ 障害者福祉施設
障害者支援施設、のぞみの園

○ 障害福祉サービス事業等
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、共同生活援助、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、移動支援事業所、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

※ 障害児入所施設においては、児童福祉法が適用される

43

4 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

① 障害者虐待の類型

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
② 放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
⑤ 経済的虐待	障害者から不当に財産上の利益を得ること

44

4 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

② 養護者による障害者虐待

① 身体的虐待	① 暴力行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為 ④ 正当な理由のない身体拘束 等
② 放棄・放置	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する ③ 同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する 等
③ 心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的な苦痛を与えること

45

4 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

② 養護者による障害者虐待

④ 性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要 等
⑤ 経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 等 (表面上は同意しているように見えても、本心からの同意が見極める必要がある)

46

4 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

② 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待

① 身体的虐待	① 暴力行為 ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 ③ 正当な理由のない身体拘束 等
② 放棄・放置	① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること 他

47

4 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

② 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待

③ 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ② 侮辱的な発言、態度 ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑤ 交換条件の提示 ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為 ⑦ その他著しい心理的外傷を与える行為 等
④ 性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要 等
⑤ 経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 等 (表面上は同意しているように見えても、本心からの同意が見極める必要がある)

具体例の他、虐待として解釈される者であれば通知や相談すべき内容になり得ます

48

4 障害者虐待防止について

(3) 虐待行為と刑法

虐待行為は揭示罰の対象になる場合があります。

過去の虐待事案においても、虐待した障害福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

① 身体的虐待	殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕及び監禁
② 放棄・放置	保護責任者遺棄等
③ 心理的虐待	脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
④ 性的虐待	不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
⑤ 経済的虐待	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

49

4 障害者虐待防止について

(4) 早期発見と通報義務・通報者の保護

障害者福祉施設従業者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村へ通報する義務があります。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第16条（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従業者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。

50

4 障害者虐待防止について

(4) 早期発見と通報義務・通報者の保護

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合

- ➡ 明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しています。

通報者の保護

- ➡ 通報する際の通報方法として匿名や、自分の身元が分からないように通報ことが可能です。

51

4 障害者虐待防止について

(4) 早期発見と通報義務・通報者の保護

通報は、すべての人を救う

- ・ **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・ **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・ **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・ **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曾根直樹氏

52

- 1 令和8年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

53

5 事故発生時の報告について

(1) 概要

平成20年3月3日付け障第910-1号通知により、指定障害福祉サービス事業者などにおいて、サービス提供時に事故が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとされている。

<報告を求める根拠>

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定地域相談支援事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 地域活動センターの設備及び運営に関する基準
- ・ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

54

5 事故発生時の報告について

(2) 報告を求める事故等

① 事故等の種類及び具体例

死亡	利用者又は職員のサービス提供中に発生した事故等による死亡、又は施設入所者の自死及び変死
傷病等	サービス提供中に発生した怪我等により治療を必要とする場合、食中毒、感染症等が発生した場合など
暴力	利用者間、利用者職員間の暴力行為
犯罪行為	利用者が当事者となった犯罪、職員による業務に関連した犯罪行為
施設入所者の無断外出	警察への通報、操舵句を要する入所者の無断外出
火災を含む災害の発生	火災やその他災害等による物的、人的被害が発生した場合 (岩手県地域防災計画に基づく報告が必要な自然災害は除く)
交通事故	サービス提供中に発生した利用者の交通事故、職員による業務中の人身事故または道路交通法違反に問われる物損事故
人権侵害、虐待等	事業所内で発生した人権及びプライバシーの侵害、いじめ、ネグレクト等の虐待
その他	上記の例に準ずると認められる利用者及び職員に係る事故、事件など

55

5 事故発生時の報告について

(3) 報告の流れ

① 留意事項

- ・ 報告手順は、発生元から図の矢印先の機関へ報告を行う。
- ・ 初期においては、電話などによる連絡等、速やかな報告に留意すること。
- ・ 利用者に係る事故については、当該利用者の家族等に対し十分配慮し、適切に対応すること。
- ・ 事故の内容に応じて、保健所、警察、消防等に適切に通報すること。

注1：「重大」とは、当該事故等が基準違反を原因として発生した場合等、立入検査（監査）が必要になる程度のものを指す。

注2：「特に重大」とは、報道がなされるような社会的に影響が大きいものを指す。

58

5 事故発生時の報告について

(4) 当センターへの報告方法

① 第1報は電話で速やかに報告をお願いします。

電話では主に下記の事項を聞き取ります。

- ・ 対象者の氏名・性別・年齢
- ・ 利用事業所の名称
- ・ 事故発生日時及び場所
- ・ 医療機関の受診状況及び内容
- ・ 事故報告書の提出時期

※ 上記内容以外にも聞き取りを行う場合があります。

② 第2報は事故報告書を全て記入した上で提出をお願いします。

その際には、事故の概要及び経過に加えて、各事業所等における再発防止策の記載もお願いします。

報告すべき内容か判断に迷う場合は一度ご相談ください。

59

- 1 令和8年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

60

6 非常災害対策について

(1) 概要

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

消化設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者周知しなければならない

平成28年9月9日付け厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知障障発0909第1号「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時体制整備の強化・徹底について」

➡ 平成28年8月31日の台風10号による豪雨災害で岩泉町の認知症型高齢者グループホームで多数の入所者が無くなった災害を受けて、障害者支援施設等の防災対策を緊急に見直し、強化することを目的に発出

61

6 非常災害対策について

(2) 非常災害計画

【国で示している具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制等

非常災害計画の内容は職員間で十分に共有し、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

62

- 1 令和8年度における主な改正事項について
- 2 各種申請・届出の留意事項等について
- 3 サービス管理責任者等研修制度について
- 4 障がい者虐待防止について
- 5 事故発生時の報告について
- 6 非常災害対策について
- 7 終わりに

63

7 終わりに

(1) お願いしたい事項

① 届出について

- ・ 届出に際しては、一度国通知やQ & A等をご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 届出の際には、岩手県公式ホームページに掲載されている最新の様式をダウンロードの上届出いただきますようお願いいたします。
- ・ 審査の結果、補正をお願いすることがありますのでご対応をお願いいたします。

② お問い合わせについて

- ・ 報酬請求や事業所運営に係るご質問については、質問内容に齟齬が生じることの無いようにしたいと考えておりますので、担当又は当センター代表アドレスあてメールでお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- ・ お問い合わせ内容によっては、県庁又は国まで照会する場合がございますので、お時間をいただく可能性がございますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 担当 : r-watanabe@pref.iwate.jp
二戸保健福祉環境センター代表 : BL0002@pref.iwate.jp

64

7 終わりに

(1) お願いしたい事項

③ 連絡用メールアドレスの登録について

- ・ 県庁障がい保健福祉課から障害福祉サービス等を運営する法人の皆様への通知等については、原則としてメールでお知らせしております。
- ・ メールアドレスの登録が済んでいない事業所等につきましては、登録をお願いいたします。
- ・ メールアドレスが変更になった際には、変更した旨連絡をお願いいたします。
- ・ 登録後にメールが届かない場合や不明点等については、下記の連絡先にお問い合わせください。

【お問い合わせ】
保健福祉部 障がい保健福祉課 障がい福祉担当 TEL : 019-629-5448

65

7 終わりに

(2) お知らせ

岩手県では、障害福祉サービス事業所等の適正かつ安定的な運営及び利用者に対するサービスの質の維持・向上を図るため、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得支援や生産性向上等の事業所運営支援を実施する「岩手県障害福祉サービス事業所等サポートセンター」を設置しました。

処遇改善加算の取得に関する相談をはじめ、事業所の職員の資質向上や職場環境改善、生産性向上など、障害福祉サービス事業所等の運営に関する様々な相談を受け付けるワンストップ相談窓口となっておりますので、お気軽にご相談ください。

66

7 終わりに

(2) お知らせ

① 取り組み内容

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援
- ・ 事業所運営支援
- ・ 生産性向上に向けた支援

② 相談窓口

電話：070-4805-3118

所在地：盛岡市中ノ橋通り1-4-22（公益財団法人介護労働安定センター岩手支部内）

サポートセンターは、公益財団法人介護労働安定センター岩手支部に委託して実施しております。

67

7 終わりに

(2) お知らせ

岩手県
岩手県内の障害福祉サービス事業所等のみなさまへ

**事業所運営のお困りごと、
無料で相談できます。**

処遇改善加算、事業所運営、生産性向上などに
関するご相談を受け付けます。

ひとりでは抱え込まず、
まずはお気軽にご相談ください。

こんなお困りごとありませんか？

- 処遇改善加算
- 事業所運営
事業所加算
- 人材育成
賃金向上
- 生産性向上
- ICT
介護テクノロジー

そんなときは、
サポートセンターへ。

岩手県障害福祉サービス事業所等サポートセンター

サポートセンターのご案内
（介護労働安定センター 岩手支部）

開設時間 9:00～17:00
休館日 土曜・日曜・祝日

お問い合わせ先 070-4805-3118

詳しくはWEBサイトをご覧ください

<https://www.karadai.or.jp/rockyouthsupport/>

所在地 902-0871 盛岡市大橋町1-4-22
（旧）岩手県障害福祉サービス事業所等サポートセンター 盛岡支部内

※ 令和3年度 岩手県障害福祉サービス事業所等サポート事業の一環として設置

サポートセンターでは、こんな支援を行います

事業所のみなさまの課題に応じて、研修会・セミナー・個別相談などを通じて支援します。
制度理解、運営改善、生産性向上などに役立つ支援を受けられます。

01 処遇改善加算の取得をサポート

- ① 処遇改善加算の仕組みや取得方法等に関する研修会を開催
- ② 個々の事業所からの相談を受け付け、制度の概要・内容を説明
- ③ 取得方法、要件、具体的な申請手続き、好事例などを示しながらの支援
- ④ 個別相談対応

02 事業所運営をサポート

- ① 専門家を講師としたセミナーを開催
- ② 施設の実践向上や施設運営改善に役立つ内容
- ③ 人材育成に関する内容
- ④ 事業所運営に関する各種相談・助言
- ⑤ 事業所加算に関する各種相談・助言

03 生産性向上をサポート

- ① 生産性向上に関するセミナーを開催
- ② 介護テクノロジーの導入や活用、生産性向上の具体的な手法を紹介
- ③ 優良・好事例の紹介
- ④ 生産性向上に関する各種相談・助言

実践改善 ICT活用（タブレット）セブクリ

一緒に考え、より良い事業所づくりをサポートします。

- 知識や経験を
活かして
困難さを乗り越え
- 事業所の課題に
合わせた支援を提供
- 職員がいきいきと
働く環境づくりを
促進

お問い合わせ先等は表裏をご覧ください。

68

ご清聴ありがとうございました。

別添資料 1		サービス管理責任者の実務経験一覧表	
業務範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	ア 施設等において相談支援業務に従事する者 (1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	5 年以上
		イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー） 2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※)を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が 1 年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		エ 特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 (3) 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8 年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
		ク 特別支援学校その他における職業教育の業務に従事する者	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町村から補助金又は委託により運営されている小規模作業所	
	③ 有資格者等	コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー） 2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年以上
		サ 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※)による業務に 3 年以上従事している者	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理士

(注) 実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 1 8 0 日以上あることをいうものとする。

例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 9 0 0 日以上であるものをいう。

児童発達支援管理責任者の実務経験一覧表

業務範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	ア 施設等において相談支援業務に従事する者 (1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	5 年以上 かつ 障害者又は児童に対する支援 3 年以上
		イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー） 2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※)を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が 1 年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		エ 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）における相談支援の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (1) 障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業 (3) 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8 年以上 かつ 障害者又は児童に対する支援 3 年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
		ク 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）における直接支援の業務に従事する者	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町村から補助金又は委託により運営されている小規模作業所	
	③ 有資格者等	コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー） 2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年以上 かつ 障害者又は児童に対する支援 3 年以上
		サ 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※)による業務に 5 年以上従事している者	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理士

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

家族や施設の職員、
会社の人など、

あなたのことを

守ってくれるはずの人が、

ひどいことをしてきたら、

それは虐待かもしれません。

ぎゃく たい

虐待されていますか？

み

見たことありませんか？



「いやだな」「やめてほしいな」と
思うことをされたら
「やめて」と言っているのです。

あなたのことを

虐待から守るための

決まり(法律)もあります。

その法律を、

障害者虐待防止法と います。



わかりやすい版

ぎゃく たい

虐待されたら

“やめて”と言おう

しょうがいしゃ ぎゃく たい ぼう し ほう

障害者虐待防止法は あなたを守ります

(法律の正式な名前は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)

これは、^{ぎゃくたい}虐待です。



どなられる、
^{わるぐち}悪口や
ひどいことを
言われる

^{しんりてきぎゃくたい}
心理的虐待

【このほかにも】

^{ほかひとまえ}他の人の前でばかにされる
^{なかま}仲間はずれにされる
「おやつ抜き」などの^{ばつ}罰がある
など



^{じぶん}自分のお金を
とられる、
^{わた}渡してもらえない

^{けいざいてきぎゃくたい}
経済的虐待

【このほかにも】

^{きゅうりょう}給料から^し知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を^{たにん}他人が使っている
自分の通帳を^み見せてもらえない
など



おしりや
むねを
さわられる

^{せいてきぎゃくたい}
性的虐待

【このほかにも】

^{からだ}体をさわられる

^{はだか}裸の写真やアダルトビデオなどを^み見せられる
無理やり^{むり}キスやセックスをさせられる
など



^{はだか}裸の写真
をとられる

^{せいてきぎゃくたい}
性的虐待

とても熱いものを
食べさせられる、
飲まされる



身体的虐待

たたかれる、
なぐられる、
けられる



身体的虐待

部屋から
出してもらえない



身体的虐待

【このほかにも】
手や足をしばられる
苦しい姿勢をさせられる
タバコの火などを押しつけられる
など

お風呂に
入らせて
もらえない



ネグレクト

ごはんを
食べさせて
もらえない



ネグレクト

【このほかにも】
手伝ってほしいのに無視される
トイレに行かせてもらえない
病気なのに病院に連れていってもらえない
など

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされる という意味です。

ぎゃく たい

虐待をされたら、どうする？

1. 「いやだ」「やめて」と言う

ぎゃく たい

虐待をされたら、

まずは「いやだ」「やめて」と
言ってください。

がまんしないでいいのです。



あなた以外の人が
虐待されていたら、
すぐに
役所か 身近な人に
言いましょう。

2. 役所に連絡する

やく しょ

役所には 誰かといっしょに 行ったり、
代わりに連絡してもらっても かまいません。

どうしたらいいかわからないときは、
身近な人に 相談しましょう。

ここに 連絡してください

あなたが連絡したことは 秘密にされます。



電話やメール、
ファクス、手紙で
連絡することも
できます。

3. 連絡した後はどうなる？

だれ

誰がどのような虐待をしたのか、
役所の職員が 確認します。

ぎゃく たい

虐待した人や

虐待が起きた施設・会社などは
注意されます。



虐待をした人が
警察に
逮捕されることも
あります。

指定障害福祉サービス事業者等の代表者 様

岩手県保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等における事故等発生時の報告について（通知）

指定障害福祉サービス事業者などにおいて、サービス提供時に事故等が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが各省令に規定されており、この連絡（報告）について、これまで「障害者（児）施設・指定居宅支援事業者等における事故等発生時の報告について」（平成 16 年 12 月 20 日障第 806 号県保健福祉部長通知）により運用していましたが、昨年度障害者自立支援法が施行されるなどしたことから同通知は廃止し、今後は下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

1 報告を求める根拠等

（１） 根拠（全て厚生労働省令。以下アからケを「基準」と総称する。）

- ア 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 171 号）
- イ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 172 号）
- ウ 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 18 年第 173 号）
- エ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 175 号）
- オ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 176 号）
- カ 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年第 79 号）
- キ 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年第 81 号）
- ク 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年第 21 号（H18.10.1 改正前のもの））
- ケ 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 178 号）

（２） 法定外事業所等の報告

障害者作業所及び盲人ホームについては、法定外の事業であることから（１）に掲げる基準はなく、職親については、法及び関係政省令等に事故報告に関して規定されていないものであるが、障害者（児）の安全確保及び利益保護などの観点から、特にも反復継続的にサービス等を提供しているこれら法定外事業所等についても、法定事業所と同様の報告を求める取扱いとするものであること。

2 報告を求める指定事業者・施設等

本通知において、（１）から（14）までを「指定事業者・施設等」と総称する。

- （１） 指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- （２） 基準該当事業所（障害者自立支援法第 30 条第 1 項第 2 号イ）
- （３） 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- （４） 指定相談支援事業者（障害者自立支援法第 32 条第 1 項）
- （５） 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 21 項）
- （６） 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 22 項）
- （７） 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条）
- （８） 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第 58 条）
- （９） 身体障害者小規模通所授産施設（平成 18 年 10 月 1 日改正前の身体障害者社会参加支援施設

の設備及び運営に関する基準（平成 15 年省令第 21 号）第 50 条第 1 項第 3 号）

- (10) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（児童福祉法第 7 条第 1 項）
- (11) 盲人ホーム
- (12) 障害者福祉団体等が運営する障害者自立支援法に基づく事業に類似する事業を行う事業所（「障害者作業所設置運営費補助事業補助金交付要綱」（平成 15 年 4 月 25 日障第 117 号県保健福祉部長通知）に定める障害者作業所）
- (13) 職親（知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号）
- (14) 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第 48 条）

3 報告を求める事故等

(1) 事故等の種類及び具体例

報告を求める事故等の種類	事故等の具体例
①死亡	利用者または職員のサービス提供中に発生した事故等による死亡、または施設入所者の自殺及び変死
②傷病等	サービス提供中に発生した怪我等により治療を必要とする場合、食中毒、感染症等が発生した場合など
③暴力	利用者間、利用者職員間の暴力行為
④犯罪行為	利用者が当事者となった犯罪、職員による業務に関連した犯罪行為
⑤施設入所者の無断外出	警察への通報、捜索を要する入所者の無断外出
⑥火災を含む災害の発生	火災やその他災害等による物的、人的被害が発生した場合（岩手県地域防災計画に基づく報告が必要となる自然災害は除く）
⑦交通事故	サービス提供中に発生した利用者の交通事故、職員による業務中の人身事故または道路交通法違反に問われる物損事故
⑨人権侵害、虐待等	事業所内で発生した人権及びプライバシーの侵害、いじめ、ネグレクト等の虐待
⑨その他	上記の例に準ずると認められる利用者及び職員に係る事故、事件など

(2) 報告適用除外

サービスの提供等との関連がない場合及び軽微な事案は除く。

ただし、利用者に係る事故については、軽微なものも含めて当該家族等へ速やかに連絡を行うものであること。

(3) 感染症等について

食中毒及び感染症については、平成 17 年 2 月 22 日社援発第 0222002 号等「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（厚生労働省社会・援護局長等連名通知）において、市町村及び保健所に対して報告する例が示されているが、この例には至らないものの、それに近い状況が発生した場合に本通知に基づく報告を行うものとする。

【厚生労働省社会・援護局長等連名通知の例】

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等管理者が報告を必要と認めた場合

4 報告様式

指定事業者・施設等が報告する様式は、別紙 1 とする。

5 報告経路等

- (1) 事故等が発生した場合の報告経路は別紙 2 によるものとする。
- (2) 事故等への迅速な対応を図るため、報告先に対しまずは電話による報告を行い、次に前記 4

の様式による報告を行うものとする。

- (3) 予め、報告先に対する報告にかかる連絡系統図、夜間対応等の体制を定めておくものとする。
- (4) 事故等の発生が報告先の行政機関の閉庁日等であっても、入所施設における火災、事件性の高い利用者の死亡等特に重大な事故等である場合には、速やかに当日中の報告を行うものとする。

6 報告後の措置

- (1) 基準に明記されているとおり、事故の状況及び事故に際して採った処置について、適切に記録し保存するとともに、原因を解明し再発を防ぐための対策を講じ、利用者に対して賠償すべき事故である場合にあっては、速やかに損害賠償を行うものとする。
- (2) 指定事業者・施設等、市町村及び県が一体となり、発生した事案への迅速かつ適切な対応を図り、速やかに事態を終息させるよう努めるものとする。
- (3) 感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、保健所等他機関への報告を行っている場合を除き、第一報、第二報といった速報性に考慮した随時の報告を行うものとする。

担 当： 障害保健福祉課障害福祉担当、療育精神担当
電 話： 019-629-5446（障害児、職親関係）
019-629-5448（障害者関係）
019-629-5450（精神障害者社会復帰施設のみ）
F A X： 019-629-5454

障 第 3 0 9 号
平成 24 年 6 月 18 日

各市町村障がい福祉主管課長
各広域振興局の保健福祉環境部等の長
福祉総合相談センター所長
各児童相談所長
様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告について（通知）

このことについて、平成 20 年 3 月 3 日付け障第 910-1 号岩手県保健福祉部長通知に基づき運用しているところですが、**障害者自立支援法・児童福祉法の改正及び中核市への権限移譲に伴い、報告を求める根拠、対象指定事業者・施設等、報告経路については、今後、下記のとおり取扱うこととしますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。**

なお、指定事業者・施設等に対しては、本通知の内容を別途通知しておりますので、ご承知おきください。

おって、市町村におかれましては、基準該当事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム、職親及び管内の障害者作業所に対して本通知を周知されるようお願いいたします。

記

1 報告を求める根拠（全て厚生労働省令。下線部分が新規省令）

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 171 号〕
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 172 号〕
- (3) 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 27 号〕
- (4) 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 28 号〕
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 175 号〕
- (6) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 176 号〕
- (7) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 24 年第 15 号〕
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 24 年第 16 号〕
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 29 号〕

2 対象指定事業者・施設等（下線部分が変更箇所）

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (2) 基準該当事業所（障害者自立支援法第 30 条第 1 項第 2 号イ）
- (3) 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (4) 指定一般相談支援事業者（障害者自立支援法第 51 条の 14 第 1 項）
- (5) 指定特定相談支援事業者（障害者自立支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号）
- (6) 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 26 項）
- (7) 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 27 項）
- (8) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項）
- (9) 指定障害児入所施設（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項）
- (10) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号）
- (11) 盲人ホーム
- (12) 障害者福祉団体等が運営する障害者自立支援法に基づく事業に類似する事業を行う事業所（「障害者作業所設置運営費補助事業補助金交付要綱」（平成 15 年 4 月 25 日障第 117 号県保健福祉部長通知）に定める障害者作業所）
- (13) 職親（知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号）

3 報告経路

別紙「事故報告の流れ」によるものとする。

主な変更点

- ・事業所等が盛岡市に所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者⇒指定権者である盛岡市へ報告
- ・指定相談支援事業者⇒指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
- ・障害児施設⇒指定障害児入所施設
- ・指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の追記

【担当】

障がい福祉担当

電話 019-629-5448（内線 3449）

FAX 019-629-5454

E-mail erina_hirata@pref.iwate.jp

障 障 発 0909 第 1 号

平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。ことが重要であり、別添３の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添３の資料を添付するので、併せて参考とすること。

３ 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記１、２に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の３の対象施設における別紙の１、２に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添１)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添２)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年 9 月 2 日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添３)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成 26 年 3 月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 障害者支援施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護事業所
- ・ 生活介護事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 自立訓練事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。